

公益財団法人笹川スポーツ財団 職員退職手当支給規程

平成23年4月6日

規程第8号

(総則)

第1条 公益財団法人笹川スポーツ財団職員就業規則（平成23年4月6日 規程第3号）第31条の規程により職員に支給する退職手当は、この規程の定めるところによる。

(退職手当の受給者)

第2条 退職手当は、職員が解雇され又は退職したときはその者に、職員が死亡したときはその遺族に支給する。

2 前項の遺族の範囲及び順位は、労働基準法（昭和22年法律第49号）に定めるところによる。

(退職手当の支給制限)

第3条 退職手当は、職員が次の各号の一に該当する場合には、支給しない。

- (1) 勤続5年未満で退職したとき。
- (2) 職員就業規則第31条第1項ただし書の規定に該当するとき。

(退職手当の額の決定基準及び計算方法)

第4条 職員の退職手当の額の決定基準及び計算方法については、次の各号に定めるところによる。

(1) 算出方法

退職手当の額＝【累積勤続ポイント+累積等級ポイント】×ポイント単価×支給係数

(2) 累積勤続ポイント

別表第1に定める勤続ポイント表に基づき、当該職員の勤続1年ごとに与えられる勤続ポイントを退職時まで累計したものをいう。

(3) 累積等級ポイント

別表第2に定める等級ポイント表に基づき、当該職員の等級在籍1年ごとに与えられる等級ポイントを退職時まで累計したものをいう。

(4) ポイント単価

1ポイントあたり10,000円とする。

(5) 支給係数

退職時の満年齢が 56 歳未満の職員は別表第 3 の支給係数を乗じて算出する。

退職時の満年齢が 56 歳以上の職員は別表第 3 の支給係数に更に別表第 4 の支給係数を乗じて算出する。

(累積ポイントの計算方法)

第5条 累積勤続ポイント及び累積等級ポイントの計算は年単位で行い、1年は12ヶ月とする。

2 退職時、休職時及び降格時における1年に満たない端月数及び1ヶ月に満たない端日数については、次の各号に定めるところに従いこれを処理し、年単位として累積ポイントを算出する。

(1) 退職時及び休職時における1年に満たない端月数（以下「端月数」という。）については、退職時及び休職時における勤続ポイント及び等級ポイントに対して、それぞれの端月数を12で除した係数を乗じて累積ポイントを算出する。

(2) 年の途中で昇格した者のその年等級ポイントは、次のとおりとする。

$$\begin{array}{r} \text{昇格前の等級ポイント} \times \text{昇給前の勤続月数} \\ \hline 12 \\ + \\ \text{昇格後の等級ポイント} \times \text{昇格後の勤続月数} \\ \hline 12 \end{array}$$

(3) 前号における1ヶ月に満たない端日数については、それぞれ15捨16入して月単位とする。

(4) 第1号及び第2号において算出したポイントの小数点以下の端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。

(勤続期間の計算)

第6条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、その者が財団の職員となった日の属する月から、解雇され、退職し又は死亡した日の属する月までの年月数による。

2 勤続期間のうち、欠勤、休職又は停職により実際に勤務につけなかった期間（実際に職務についた日のある月を除く。）があるときは、当該期間を前項の規定により計算して得た勤続期間から除算する。ただし、職員が休職を命ぜられ他の機関に派遣された期間は、職務についたものとみなす。

(退職手当の支給)

第7条 退職手当は、法令で定められて控除すべき額を控除した残額を通貨により支給する。

2 休職を命ぜられ他の機関に派遣された職員が、当該機関より退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたときは、その額を本規程により計算した退職手当の額から控除する。

3 退職手当は、予算その他の特別の事由がある場合を除き、支給事由が発生した日から1か月以内に支給する。

- 4 退職手当の支給額に 100 円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げて支給する。

附 則 (平成 23 年 4 月 6 日 規程第 8 号)

- この規程は、平成 23 年 4 月 6 日に施行し、公益財団法人笹川スポーツ財団の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から適用する。
- この規程を適用する前日に財団法人笹川スポーツ財団に現に在職する職員が、適用日以降に退職した場合におけるこの規程第 4 条の退職手当の額は、同条の規定にかかわらず、この規程適用前の財団法人笹川スポーツ財団職員退職手当支給規程により平成 23 年 3 月 31 日までの勤続期間により算出して得た退職手当の額にこの規程第 4 条の規定により算出して得た退職手当の額を加算した額とする。

別表 1

勤続	1年あたりのポイント	勤続	1年あたりのポイント
1-2年	5	15-19年	28
3-4年	7	20-24年	32
5-9年	15	25年以上	38
10-14年	24		

別表 2

等級	1年あたりのポイント
1等級	45
2等級	65
3等級	100
準4等級	110
4等級	120
専任職	80

別表 3

勤続期間	5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満
支給係数	100分の0	100分の55	100分の60	100分の65

勤続期間	8年以上9年未満	9年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上
支給係数	100分の75	100分の85	100分の95	100分の100

別表 4

満年齢	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳
支給係数	100分の98	100分の95	100分の92	100分の89	100分の86